

県営住宅駐車場に係る留意事項

- 1、県営住宅駐車場を利用しようとするものは、広域振興局長の利用許可証をうけることとなり、1戸に1台分の区画を限度として許可します。
※一部住戸を除く
- 2、利用できる車両の大きさは、原則、車巾1.7メートル、全長4.7メートル以下とするが、整備した区画（5メートル×2.5メートル）に収容可能で、隣接する駐車場の利用者に迷惑をかけない範囲の車両を許可するものとします。
- 3、駐車場内の清掃、除雪は利用者で行ってください。
- 4、県は、駐車場内における事故、盗難、損傷等についての損害賠償の責任は一切負いません。
- 5、自動車の保管場所の確保に関する法律第7条の規定に基づく「変更届出」について、警察当局の指導により、保管場所の変更届出が必要になりますので、所轄警察署長に変更届出を提出してください。
- 6、利用許可後の駐車場変更は原則認めません。
- 7、駐車場利用料及び家賃を滞納した場合は、許可を取り消します。
- 8、駐車場の料金は、口座振替制度を利用願います。

- ・ 所管広域振興局等より「駐車場利用許可証」が届きます。
この許可証は、車両変更や駐車場返還時に返還していただきますので、
無くさずに保管してください。